

CFPコミュニケーションプログラム 意見公募結果報告書

報告日		2012年 10月3 1日			
意見公募実施期間		2012年 10月 1日 ~ 2012年 10月 5 日			
PCR原案受付番号		PDE-114			
製品の属する分類		IT機器			
意見番号	NO.	該当項目	御意見の内容	御意見の理由	御意見に対する考え方
1	2-1 他	製品種別 以下必要箇所	日本標準商品分類において「電子計算機及び関連装置(52)」、「通信装置及び関連装置(54)」に分類されているプリンタ(52)、プロジェクタ(52)、ファックス(54)の扱いについて、PDE-113(画像入出力機器)と調整を行い。調整結果に基づき対応をお願いする。	『このCFP-PCRの対象とする「IT機器」とは、日本標準商品分類において「電子計算機及び関連装置(52)」、「通信装置及び関連装置(54)」に分類される機械器具』と記載されているが、PDE-113の対象としてプリンタ(52)、ファックス(54)が記載されている。 このCFP-PCRではプリンタ(52)、ファックス(54)は対象となっていないが、PCRの断片化を防止するために上位概念でPDE-113との整合がとられることがのぞましいことより、PDE-113との整合もしくは整合できない場合の補足等をお願いする(使用におけるデータ収集項目やシナリオ等に相違点がある)。	現在のCFPコミュニケーションプログラムでは、CFP-PCRの策定は個社での策定を認めるとともに、対象製品の重なりがあってもそれぞれ異なる目的・シナリオに応じて算定するルールであれば、敢えて統合せずそのままそれぞれ認めることを原則としている。 これは、各事業者間の調整を前提にした場合、迅速なCFP-PCR策定が妨げられる可能性に配慮した結果で、同じ製品に関する同じ内容のルールでない限り、異なる理由を明記した上で製品の重複を認めている。・・・<CFP事務局からの回答>
2	2-1 2-2 他	製品種別 機能 以下必要箇所	対象機器『OCRスキャナ』を『スキャナ(イメージスキャナ)』とし、PDE-113(画像入出力機器)と調整を行い。調整結果に基づき対応をお願いする。	機能はOCRスキャナの表記となっているが、対象を日本標準商品分類の商品項目名:イメージスキャナの一部とするのではなく、断片化・細分化を避けるためにイメージスキャナでのPCRが望ましい。 さらにPDE-113の対象としてスキャナ(52)が記載されていることより、PDE-113との整合をお願いします。(PDE-113との整合ができない場合でも、対象等の補足等がPDE-114,PDE-113いづれにも必要となる)	こちらも上記と基本的には同じで、製品分類のレベル統一よりも、策定可能な対象製品から策定することを優先する考え方に基づく。・・・<CFP事務局からの回答>